

農業ひろさき

2020年7月1日 (第173号)
(令和2年7月1日)

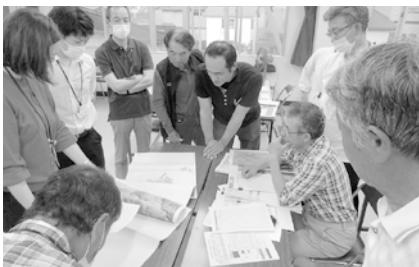


編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

農地利用状況 調査に向けて

市農業委員会（成田繁則会長）は、6月に市内11か所で連携地区研修会を開催しました。



連携地区研修会開催

連携地区研修会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区における連携などを目的に定期的に開催しています。今回は、「農地利用状況調査」を前に、農地集積推進委員会で決定した調査書と調査用地図の内容や判断する際の注意点などについて説明を行い、利用状況調査の意義や農地の適正な利用について確認しました。



農地のパトロール実施中！

ご協力を！ 農地は適正に利用しましょう

7月～8月は農地の調査実施期間として、農業委員及び担当地区の農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況を調査しています。

農地パトロールは、農地法に基づき、毎年市内すべての農地の利用状況を調査するものです。

特に今年度は、船沢地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。

利用状況把握のため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、農地の利用促進につなげるための大切な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農業委員会農地係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7104 または農業委員、農地利用最適化推進委員まで

◆調査のポイント

- ①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
- ②耕作が放棄されている農地はないか
- ③周辺の営農に支障を与えてる農地はないか
- ④以前に意向調査を行った耕作放棄地の状況

調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う意向調査などの対象となります。

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足で耕作ができないなどの理由で、農地を貸したい・売りたい方は、お早目にご相談ください。

「収入保険説明会及び加入相談会」開催のお知らせ

青森県農業共済組合では、令和3年産の収入を補償対象とした農業経営収入保険の説明会及び相談会を下記日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

○開催日時・会場

説明だけ聞きたい方も、どうぞお気軽にお越しください。
(必要書類なし)

地 区	開 催 日 時	会 場
旧弘前・和徳・清水・豊田 堀越・千年・石川地区	7月13日(月) 13:30～17:00	青森県農業共済組合 ひろさき支所
東目屋地区	7月20日(月) 17:00～18:00	東目屋ふれあいセンター
相馬地区	7月21日(火) 17:00～19:00	中央公民館相馬館
藤代・船沢・高杉地区	7月22日(水) 14:00～17:00	北辰学区高杉ふれあいセンター
新和地区	7月22日(水) 14:00～17:00	新和地区体育文化交流センター
裾野地区	7月22日(水) 14:00～17:00	農村環境改善センター
岩木・大浦・駒越地区	7月22日(水) 17:00～19:00	中央公民館岩木館

○対象者

弘前市在住で、農業経営（青色申告）をしている方。

○必要書類【加入をお考えの方は、次の書類をお持ちください】

- ①確定申告書B第一表
- ②青色申告決算書（損益計算書）
- ③青色申告書（収入金額の内訳）
- ④雑収入の内訳
- ⑤事業消費がある場合は内訳
- ⑥品目毎の作付面積と収穫量の内訳
上記書類の平成28年から令和元年までで申告した分

■問い合わせ先

青森県農業共済組合ひろさき支所
収入保険課 ☎ 28-5700

【新型コロナウイルス感染症に関する農林漁業者等への支援策について】

新型コロナウイルスの感染拡大により、農林漁業・食品産業に影響が広がっています。

このことに関連して、大きな影響を受ける事業者に対して、「持続化給付金制度」が創設されたところですが、このたび農林水産省ホームページにおいて、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」が公開されましたので、ご活用ください。

新型コロナ 農林漁業者

検索

※ 持続化給付金は、個人・法人を問わず、農林漁業者も広く対象となる制度です（大企業は除く）。

※ 持続化給付金のほか諸制度についても掲載されています。

■問い合わせ先 農政課担当手育成係（市役所前川本館3階）☎ 40-0767

【令和2年2月から4月にりんご、野菜・花きを出荷した生産者向け】

【高収益作物次期作支援交付金（農林水産省）】

◆事業内容 外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物（以下、高収益作物）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

◆対象者 令和2年2月から4月に高収益作物を出荷または廃棄した生産者

◆交付単価 取組内容によって 5万円／10㌃ または 2万円／10㌃

今後説明会等を開催予定です。また、内容は変更される可能性があるため、市ホームページ等で随時お知らせします。

■問い合わせ先 農政課農産係（市役所前川本館3階）☎ 40-0504

りんご黒星病対策事業

○【りんご黒星病耕種的防除対策事業】

落葉処理や黒星病に感染した摘果・摘葉の処理に要する事業費に対して補助します。

◆対象者 農家、農家で構成された2戸以上の団体、農地所有適格法人

◆事業内容

①耕種的防除支援事業

- ・対象経費 人件費、業者または他者への作業委託費（食糧費を除く）、機材リース費

- ・補助率 1/2（面積に応じて上限あり）

②モデル実証・啓発事業

2戸以上の農業者が同一エリアにある園地を、障がい福祉事業所等に作業委託するとともに、当市が行う耕種的防除啓発活動に協力すること。

- ・対象経費 人件費、業者または他者への作業委託費（食糧費を除く）、機材リース費

- ・補助率 9/10（上限10万円）

○作業委託可能な障がい福祉事業所

事業所名	所在地	電話番号
エイブル	若葉2丁目	37-9060
N-STAGE	城東4丁目	26-7100
就労サポートひろさき	熊嶋字龜田	82-5770
チョコ・ドーナツ弘前	清水3丁目	55-8769
つながり芸術館 バナナの樹	城東3丁目	090-9531-1131
ゆいまる	藤代字平田	39-1955
りんごの里	高杉字尾上山	99-1871
ワークランド茜	自由ヶ丘4丁目	32-2128

※上記事業所等は、市ホームページに「耕種的防除センター」として掲載しています。作業希望日や、経費などご相談ください。

○【りんご黒星病発生防止対策事業】

園主の同意を得た放任園内の放任樹の伐採、伐根及び撤去を行う地域の団体に対して補助します。

◆対象者 組織及び運営に関する規約などがある市内に住所を有する者で構成された地域の団体

◆補助金額

- ・放任園状況調査・伐採などに係る交渉経費(定額) 15,000円

- ・放任樹処理対策経費 実支出額または①、②のいずれか低い額

①伐採 18本以上/10㌃あたり 44,683円

②伐採 18本未満/10㌃あたり 1本につき 2,482円

被害葉・被害果の処理は園地内で処理することが原則です。

様々な事情により園地内処理が困難な場合は、有料で焼却処理施設（弘前地区環境整備センターまたは南部清掃工場）へ直接搬入し、処分することができます。

搬入する場合は、持込日などの受付を行いますので、事前にりんご課までご連絡ください。（受付状況によっては、持込日を調整させていただく場合があります。）

被害果を町会のごみ置き場に出すことや、河川・道路に投棄することは違法です！絶対にやめましょう！

■問い合わせ先 りんご課生産振興係

（市役所前川本館3階）

☎ 40-7105

こまめな水分の補給と休憩をしつかりに行いましょう！！

地域農業の将来設計図 「人・農地プラン」について

熱中症に要注意！熱中症は予防が大事！！

「人・農地プラン」は、地域の話し合いに基づき、担い手への農地の継承や将来の農地利用のあり方などの地域農業の方向性を定める計画です。集落ごとに、貸付け意向のある農地を落とし込んだ図面などを使って、農地の集約化等について話し合い（集落座談会）を行い、定期的に計画を見直しております。

昨年度までは、市内10地区で夏と冬の年2回集落座談会を開催していましたが、今年度は、12月から翌年1月にかけて開催する予定です。時期が近付きましたら改めて日程や会場をご案内いたしますので、積極的なご参加をお願いいたします。

■問い合わせ先 農政課農地支援係（市役所前川本館3階）

多面的機能支払交付金について

農業の多面的機能（農業が持ついろいろな働き）の維持・発揮のための地域活動に対して支援します。

◎新規の取り組みを希望する場合は、農村整備課へお問い合わせください。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動）から構成されます。

①農地維持支払交付金

… 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農村の構造変化に対応した体制の拡充など

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

… 農業用施設の軽微な補修、植栽による景観作成など

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

… 農業用施設の軽微でない補修や更新など

2. 多面的機能支払交付金の交付単価

（単位：円／10アール）

	①農地維持	②資源向上（共同）	③資源向上（長寿命化）
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

②と③を同時に取り組む場合は②の単価が75%になります。また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②の単価が5/6になります。

■問い合わせ先 農村整備課総務係（市役所前川本館3階）

します。

また、昨年度より運用が見直され、「人・農地プラン」に地域の中心経営体と位置付けることができる「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」、「集落営農組織」に限定されることとなりました。現在、中心経営体に位置付けられている方の中で、上記のいずれにも該当していない方には、順次認定農業者等の認定申請についてのご案内をお送りしておりますので、ご確認いただきますよう併せてお願ひいたします。

☎ 40-0656



3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取り組みを行うためには、農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織を設立する必要があります。なお、資源向上②の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。

《弘前市では、令和2年3月31日現在、34の活動組織が取り組んでいます。》

4. 多面的機能支払交付金に取り組むための手順

(1) 活動組織の設立

- ・活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
- ・規約と活動計画書などを作成し、設立総会に諮り活動組織を設立します。

(2) 事業計画の認定

- ・設立総会で承認された規約と活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。

(3) 交付金の申請

- ・市へ交付申請書を提出します。

(4) 活動の実施と記録

- ・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容などについて記録します。

(5) 活動の実績報告

- ・4月1日から3月31日までの1年間の活動記録を取りまとめ、報告書を市へ提出します。

5. その他

活動組織内の農地の転用をすると、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。

☆ 農林水産省のホームページ《多面的機能支払交付金》でも確認できます。

りんごもぎ取り体験しませんか！

今年もりんご公園で「りんごもぎ取り体験」ができます。
食べごろに育ったりんごを、皆さんのお手でもぎ取りできます。
皆さんお説教あわせのうえ、ご来園ください。



- ◆期間 8月初旬から11月中旬頃まで
- ◆場所 りんご公園（清水富田字寺沢）
- ◆体験料金 有料

※りんごの生育状況により、もぎ取りができない場合など、数量を制限することがありますのでご了承ください。

■問い合わせ先 りんご公園 ☎ 36-7439

農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツール

MAFF(マフ)アプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。

農林水産省は、農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして開発した「MAFFアプリ」(マフアプリ)」(スマートフォン用アプリケーション)について、2020年5月1日(金曜日)より提供開始しました。

今後、MAFFアプリを通じ、農業に役立つ政策情報等がお手元に直接届くようになるとともに、現場の声を農林水産省に直接届けていただけるようになります。



ダウンロード
はこちらから
(無料)



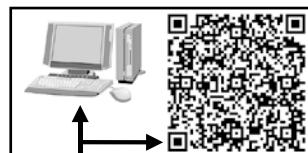
App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省



農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供!

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

➡ 農業・商工業・観光 > 農業情報 >
農地に関すること > 農地流動化情報

農業に伴って排出されるごみは、 市で収集しません！

農業に伴って排出されるごみは、事業活動によって生じるごみ(事業系ごみ)のため、農業者が自らの責任で処理しなければなりません。

市は収集を行っていませんので、町会などが管理する家庭ごみの集積所には出さないようご注意ください。

なお、事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ適正に処理しなければいけません。

農業に伴って排出される主なごみのうち、以下のものは産業廃棄物となります。



- ・農業用ビニール(農ポリ、マルチ、反射シート、ブルーシートなど)

- ・農薬の空容器や空袋・肥料の空袋

※いずれも産業廃棄物として処分してください。

処分方法などの詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ先 環境課資源循環係(市役所前川新館2階)

☎ 35-1130

農業委員会活動計画を策定しました

市農業委員会では、優良農地の確保や耕作放棄地の解消、担い手の育成に向けた令和2年度活動計画を策定するとともに、実績をもとに令和元年度活動計画に対する点検と評価を行いました。

活動計画などは、農業委員会事務局(市役所前川本館3階)、岩木分室(岩木庁舎)及び相馬分室(相馬庁舎)に設置しているほか、市ホームページでも公表しています。

【市ホームページ】

農業・商工業・観光 > 農業情報 > 農業委員会について >

農業委員会活動計画、または右記QRコードから



■問い合わせ先 農業委員会事務局

(市役所前川本館3階)

☎ 40-7104

農地中間管理事業の活用を！

青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農林業支援センター)では、規模を縮小する方・リタイアする方から農地を借り入れ、担い手農家に貸し付けを行っています。

農地の出し手は、所有農地を全て貸し付けした場合、一定期間固定資産税が半減する、機構が一括して賃料を支払うことにより個別のやり取りが不要となるなどのメリットがあります。

また、一定の要件を満たし貸付を行った場合、10ヶ月あたり1.5万円(上限50万円)の機構集積協力金が交付されます。

農地の受け手は、効率的に規模を拡大できる、契約や賃料の支払いの相手方が機構のみで済むなどのメリットがあります。

農地中間管理事業の利用をご希望の方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

■問い合わせ先 農政課農地支援係(市役所前川本館3階)

☎ 40-0656